

原 第 20 号
平成 30 年 6 月 29 日

原子力規制庁

長官官房 緊急事案対策室長 殿

北陸電力株式会社

原子力本部

原子力部長 上野 晋



「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」読替の連絡について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素は当社事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 1 項に基づき、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下「防災業務計画」という。）を作成しておりますが、別紙のとおり防災業務計画の読替を行いますので、ご連絡いたします。

なお、施行日は平成 30 年 7 月 1 日としております。

敬 具

別紙：志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

現 行	読替後	備 考
志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 平成 2 9 年 1 0 月 北陸電力株式会社	志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 平成 2 9 年 1 0 月 北陸電力株式会社	<変更項目> ①7/1 法的分離の準備に向けた組織改正による名称変更 ②保安規定改正 [H29.7.12] を受けた名称変更等 ③その他変更 法令上の修正手続きでないため見直ししない

現 行			読替後			備 考
修 正 履 歴			修 正 履 歴			読み替え理由を追記
修正番号	年 月 日	内 容	修正番号	年 月 日	内 容	
－	H 1 2 . 6 . 1 6	施行	－	H 1 2 . 6 . 1 6	施行	
1	H 1 3 . 5 . 2 9	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に伴う修正	1	H 1 3 . 5 . 2 9	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に伴う修正	
2	H 1 4 . 9 . 4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政機関再編等に伴う修正	2	H 1 4 . 9 . 4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政機関再編等に伴う修正	
3	H 1 6 . 8 . 2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電所組織改編等に伴う修正	3	H 1 6 . 8 . 2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電所組織改編等に伴う修正	
4	H 1 8 . 3 . 8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機関再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編に伴う修正	4	H 1 8 . 3 . 8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機関再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編に伴う修正	
5	H 1 9 . 3 . 1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	5	H 1 9 . 3 . 1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	
6	H 2 0 . 3 . 7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	6	H 2 0 . 3 . 7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	
7	H 2 1 . 2 . 2 7	記載の適正化に係る修正	7	H 2 1 . 2 . 2 7	記載の適正化に係る修正	
8	H 2 2 . 3 . 1 5	緊急時プラント情報伝送システム（SPDS）の常時伝送化に伴う修正	8	H 2 2 . 3 . 1 5	緊急時プラント情報伝送システム（SPDS）の常時伝送化に伴う修正	
9	H 2 5 . 3 . 1 8	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	9	H 2 5 . 3 . 1 8	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	
1 0	H 2 5 . 1 2 . 1	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正	1 0	H 2 5 . 1 2 . 1	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正	
1 1	H 2 6 . 1 0 . 2 2	緊急時活動レベル（EAL）の明確化等に伴う修正	1 1	H 2 6 . 1 0 . 2 2	緊急時活動レベル（EAL）の明確化等に伴う修正	
1 2	H 2 8 . 4 . 1	原子力防災要員の見直し等に伴う修正	1 2	H 2 8 . 4 . 1	原子力防災要員の見直し等に伴う修正	
1 3	H 2 9 . 3 . 3 1	原子力緊急事態支援組織本格運用開始等に伴う修正	1 3	H 2 9 . 3 . 3 1	原子力緊急事態支援組織本格運用開始等に伴う修正	
1 4	H 2 9 . 1 0 . 3 0	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	1 4	H 2 9 . 1 0 . 3 0 <u>(H 3 0 . 7 . 1)</u>	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正 <u>(送配電部門の法的分離移行準備組織の設置に伴う組織名称の変更、発電所防災体制の名称変更、その他変更)</u>	

現 行	読替後	備 考
第3章 緊急事態応急対策等の実施 (中略) 第2節 応急措置の実施 原子力防災管理者は、本節1. から1 1. (事業所外運搬の場合は、本節1 2.) に掲げる応急措置について、その内容及び実施担当者を明確にした応急措置計画を策定し、それに基づき、応急措置を実施する。 なお、原子力防災管理者は、原子力規制委員会又は国土交通大臣から規制法第6 4条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。 (中略) 4. 消火活動 発電所本部<u>救護警備班長</u>は、火災が発生した場合は、速やかにその状況を把握し、化学消防隊等の自衛消防組織を活用し、迅速に初期消火活動を行うとともに、消防機関と協力して消火活動を行う。 (中略) 8. 応急復旧 (1) 施設及び設備の整備並びに点検 発電所本部<u>発電班長</u>は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況、機器の動作状況等を把握する。 (2) 応急の復旧対策 発電所本部復旧班長は、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るため、別表ー1 3の業務を含めて応急復旧計画を策定し、それに基づき、復旧対策を実施する。 9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置 発電所本部の関係する各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施する。 (1) 発電所本部技術班長は、主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損又はその可能性の有無を評価する。 (2) 発電所本部<u>発電班長及び技術班長</u>は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。	第3章 緊急事態応急対策等の実施 (中略) 第2節 応急措置の実施 原子力防災管理者は、本節1. から1 1. (事業所外運搬の場合は、本節1 2.) に掲げる応急措置について、その内容及び実施担当者を明確にした応急措置計画を策定し、それに基づき、応急措置を実施する。 なお、原子力防災管理者は、原子力規制委員会又は国土交通大臣から規制法第6 4条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。 (中略) 4. 消火活動 発電所本部<u>緊急時即応班長</u>は、火災が発生した場合は、速やかにその状況を把握し、化学消防隊等の自衛消防組織を活用し、迅速に初期消火活動を行うとともに、消防機関と協力して消火活動を行う。 (中略) 8. 応急復旧 (1) 施設及び設備の整備並びに点検 発電所本部<u>プラント班長</u>は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況、機器の動作状況等を把握する。 (2) 応急の復旧対策 発電所本部<u>緊急時即応班長及び</u>復旧班長は、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るため、別表ー1 3の業務を含めて応急復旧計画を策定し、それに基づき、復旧対策を実施する。 9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置 発電所本部の関係する各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施する。 (1) 発電所本部技術班長は、主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損又はその可能性の有無を評価する。 (2) 発電所本部<u>技術班長及びプラント班長</u>は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。	②保安規定改正を受けた名称変更 (消火活動を行う機能班を緊急時即応班に名称変更) ②班名称変更 ②保安規定改正を受けた変更(可搬式設備による応急復旧の対策を行う機能班を緊急時即応班に移管) ②班名称変更 ③記載の適正化 (班の記載順序を統一)

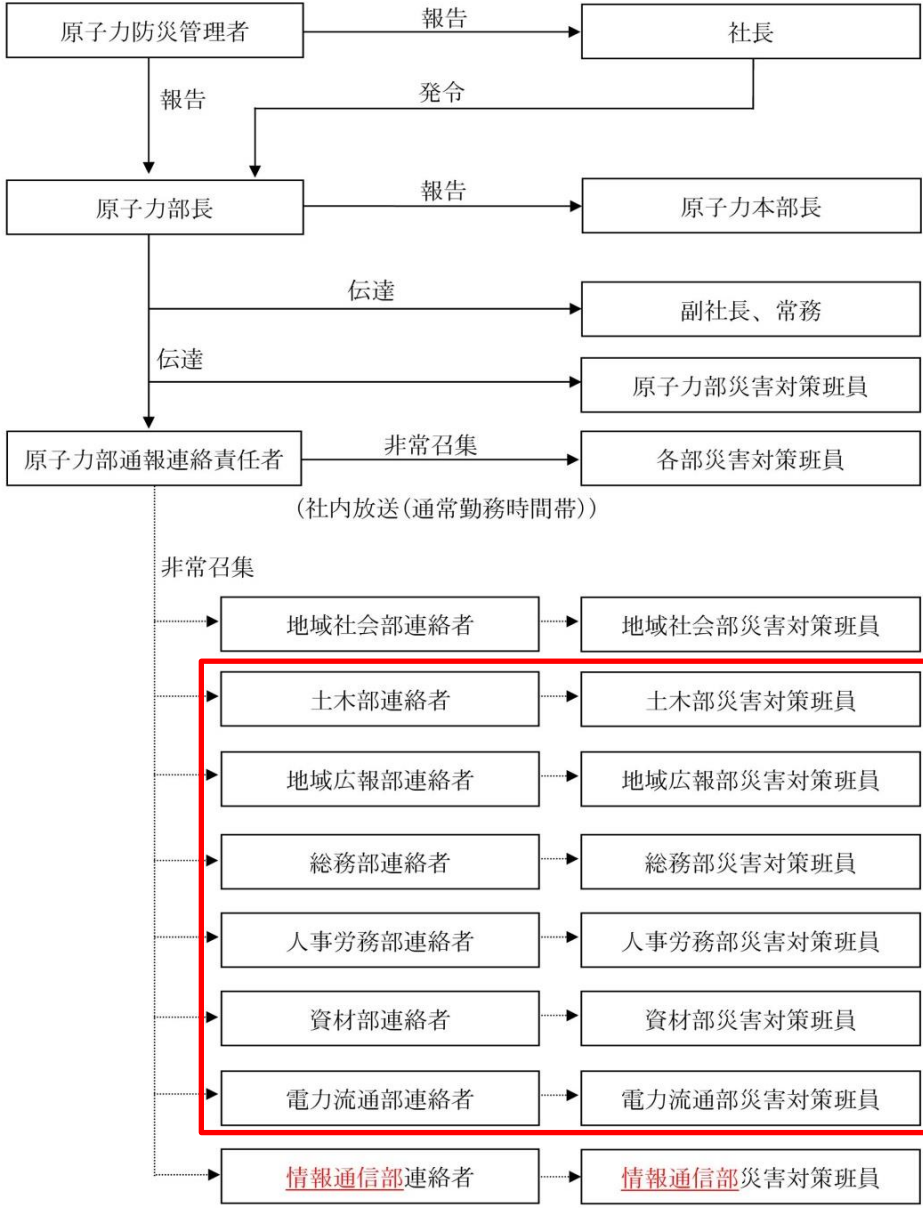
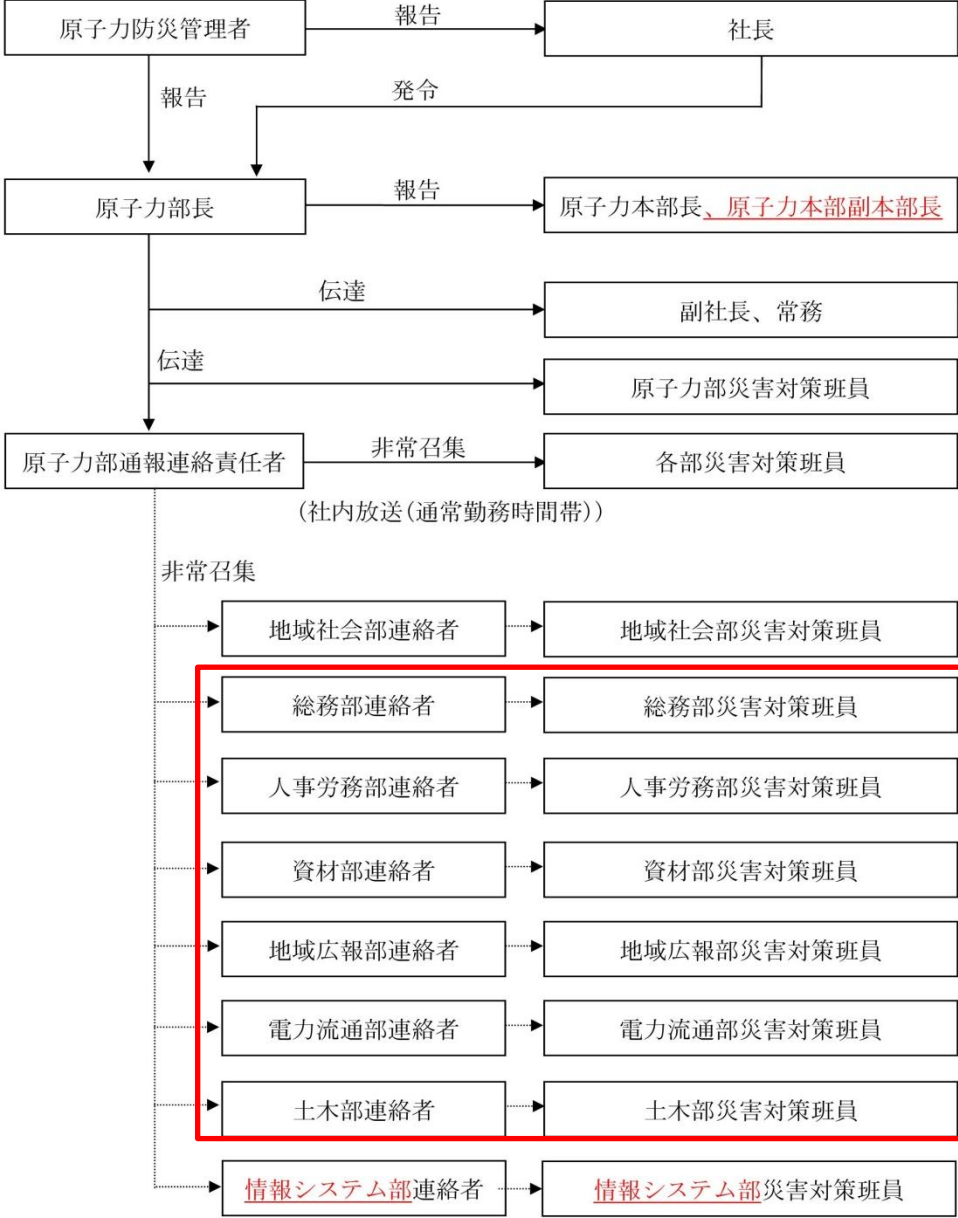
現 行	読替後	備 考
(3) 発電所本部技術班長及び放射線管理班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射性物質の予測を行う。 (4) 発電所本部発電班長は、事故の拡大のおそれがある場合は、事故拡大防止に関する運転上の措置を行う。 (5) 発電所本部放射線管理班長は、環境への放射性物質の放出状況、気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。 (中略) 第5章 その他 (中略) 第2節 附則 本計画は、<u>平成29年10月30日</u>から施行する。	(3) 発電所本部技術班長及び放射線管理班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射性物質の予測を行う。 (4) 発電所本部プラント班長は、事故の拡大のおそれがある場合は、事故拡大防止に関する運転上の措置を行う。 (5) 発電所本部放射線管理班長は、環境への放射性物質の放出状況、気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。 (中略) 第5章 その他 (中略) 第2節 附則 本計画は、<u>平成30年7月1日</u>から施行する。	②班名称変更 施行日の変更

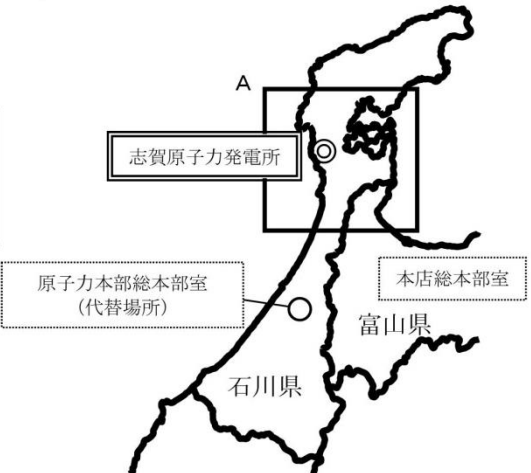
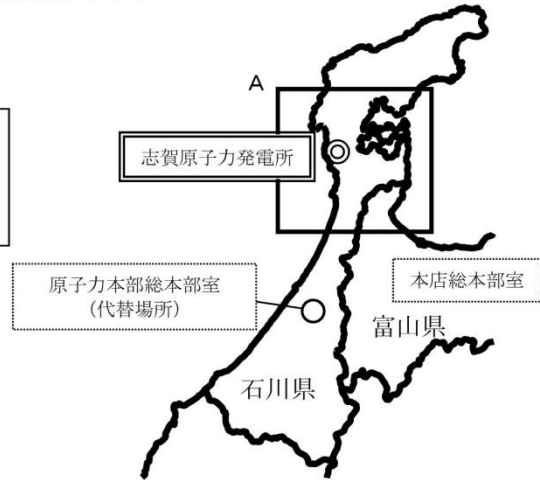
現 行		読替後		備 考	
別図－１ 発電所 原子力防災組織の業務分掌及び要員数		別図－１ 発電所 原子力防災組織の業務分掌及び要員数			
発電所本部（統括管理） 本部長：原子力防災管理者 （発電所長） 本部長代理：所長代理 副本部長：各部長、安全・品質保証室長 発電用原子炉主任技術者	情報班 （班長：技術課長） 原子力防災要員： 7 名	1. 総本部との情報受理、伝達 2. 各班の情報収集 3. 社外関係機関への通報、連絡 4. 内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整 5. 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互協力 6. 応援グループとの連絡	情報班 （班長：技術課長） 原子力防災要員： 7 名	1. 総本部との情報受理、伝達 2. 各班の情報収集 3. 社外関係機関への通報、連絡 4. 内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整 5. 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互協力 6. 応援グループとの連絡	
	総務班 （班長：総務課長） 原子力防災要員： 4 名	1. 必要資機材の調達、輸送 2. 社内外機動力の調達、確保 3. 食料、被服、住宅などの救護対策 4. 健康診断の実施 5. その他各班の所管に属さない事項	総務班 （班長：総務課長） 原子力防災要員： 4 名	1. 必要資機材の調達、輸送 2. 社内外機動力の調達、確保 3. 食料、被服、住宅などの救護対策 4. 健康診断の実施 5. その他各班の所管に属さない事項	
	救護警備班 （班長：施設防護課長） 原子力防災要員： 8 名	1. 原子力災害医療措置の実施 2. 発電所建屋の警備 3. 火災を伴う場合の消火活動 4. 発電所避難者の避難誘導 5. 発電所への入域制限	救護警備班 （班長：施設防護課長） 原子力防災要員： 8 名	1. 原子力災害医療措置の実施 2. 発電所建屋の警備 3. 発電所避難者の避難誘導 4. 発電所への入域制限	②保安規定改正を受けた変更（消火活動を行う機能班を緊急時即応班に移管）
	広報班 （班長：安全・品質保証室長） 原子力防災要員： 4 名	1. 報道機関への広報 2. 地域住民対応及び広報	広報班 （班長：安全・品質保証室長） 原子力防災要員： 4 名	1. 報道機関への広報 2. 地域住民対応及び広報	
	復旧班 （班長：保修部長） 原子力防災要員： 3 1 名	1. 応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置（遠隔操作が可能な装置等の操作を含む） 2. 防災に関する施設又は設備の整備及び点検	緊急時即応班 （班長：防災設備管理課長） 原子力防災要員： 1 2 名	1. 応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置（遠隔操作が可能な装置等の操作を含む）（可搬式設備に限る） 2. 防災に関する施設又は設備の整備及び点検（可搬式設備に限る） 3. 火災を伴う場合の消火活動	②保安規定改正を受けた変更（可搬式設備の対応と消火活動を行う機能班を緊急時即応班に移管）
	技術班 （班長：燃料炉心課長） 原子力防災要員： 2 名	1. 事故状況の把握、評価 2. 事故拡大防止対策の検討	復旧班 （班長：保修部長） 原子力防災要員： 1 9 名	1. 応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置（遠隔操作が可能な装置等の操作を含む）（可搬式設備を除く） 2. 防災に関する施設又は設備の整備及び点検（可搬式設備を除く）	②保安規定改正を受けた変更（可搬式設備による応急復旧の対策を行う機能班を緊急時即応班に移管）
	放射線管理班 （班長：放射線安全課長） 原子力防災要員： 6 名	1. 発電所内外の放射線、放射能の状況把握 2. 線量管理、汚染管理 3. 気象状況の把握 4. 放射能影響範囲の推定	技術班 （班長：燃料炉心課長） 原子力防災要員： 2 名	1. 事故状況の把握、評価 2. 事故拡大防止対策の検討	
	発電班 （班長：発電課長） 原子力防災要員： 1 8 名	1. 事故拡大防止に関する運転上の措置 2. 発電所施設の保安維持	放射線管理班 （班長：放射線安全課長） 原子力防災要員： 6 名	1. 発電所内外の放射線、放射能の状況把握 2. 線量管理、汚染管理 3. 気象状況の把握 4. 放射能影響範囲の推定	
〔体制図に記載の原子力防災要員数については、原子力災害対策活動に必要な最低限の人数であり、これ以外にも原子力防災要員を配置している。〕		プラント班 （班長：発電課長） 原子力防災要員： 1 8 名	1. 事故拡大防止に関する運転上の措置 2. 発電所施設の保安維持	②班名称変更	
〔体制図に記載の原子力防災要員数については、原子力災害対策活動に必要な最低限の人数であり、これ以外にも原子力防災要員を配置している。〕		〔体制図に記載の原子力防災要員数については、原子力災害対策活動に必要な最低限の人数であり、これ以外にも原子力防災要員を配置している。〕			

現 行	読替後	備 考
別図－２　災害対策組織の業務分掌及び班員数 総本部（統括管理） 総本部長：社長 総本部長代理：副社長 副総本部長：常務 原子力班 (班長：原子力部長) 災害対策班員：３２名 地域社会班 (班長：地域社会部長) 災害対策班員：５名 原子力情報班 (班長：社長が指名する者) 災害対策班員：５名 総務班 (班長：総務部長) 災害対策班員：５名 労務厚生班 (班長：人事労務部長) 災害対策班員：５名 資材班 (班長：資材部長) 災害対策班員：５名 広報班 (班長：地域広報部長) 災害対策班員：５名 電力流通班 (班長：電力流通部長) 災害対策班員：５名 土木班 (班長：土木部長) 災害対策班員：５名 情報通信班 (班長：情報通信部長) 災害対策班員：５名 1. 原子力本部総本部の設営 2. 情報の収集・連絡 3. 事故状況の把握、応急復旧対策の総括 4. 放射線被害状況の把握、放射線管理の総括 5. 原子力事業所災害対策支援拠点の運営 6. オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センターへの要員派遣 7. 他の原子力事業者への協力要請 8. 原子力緊急事態支援組織への支援要請 1. 広報班の支援 2. 地域住民対応 3. 被災者相談窓口の設置 1. 原子力班との情報連絡及び連携 2. 事故状況、応急復旧対策の本店総本部内周知 3. 放射線被害状況、放射線管理状況の本店総本部内周知 4. 他の原子力事業者への協力要請の支援 1. 本店総本部の設営 2. 本店社屋の警備 3. 社内機動力の確保 4. その他各班の所管に属さない事項 1. 原子力災害医療の総括 2. 食料、被服、住宅などの救護対策 1. 必要資機材の調達、輸送 2. 社外機動力の調達、確保 1. お客さまへの広報 2. 報道機関への広報 1. 電力系統の運用及び供給対策 1. 土木、建築関係設備の被害状況の把握及び応急復旧対策 1. 通信設備及び関係施設の確保	別図－２　災害対策組織の業務分掌及び班員数 総本部（統括管理） 総本部長：社長 総本部長代理：副社長 副総本部長：常務 原子力班 (班長：原子力部長) 災害対策班員：３２名 地域社会班 (班長：地域社会部長) 災害対策班員：５名 原子力情報班 (班長：社長が指名する者) 災害対策班員：５名 総務班 (班長：総務部長) 災害対策班員：５名 労務厚生班 (班長：人事労務部長) 災害対策班員：５名 資材班 (班長：資材部長) 災害対策班員：５名 広報班 (班長：地域広報部長) 災害対策班員：５名 電力流通班 (班長：電力流通部長) 災害対策班員：５名 土木班 (班長：土木部長) 災害対策班員：５名 情報システム班 (班長：情報システム部長) 災害対策班員：５名 1. 原子力本部総本部の設営 2. 情報の収集・連絡 3. 事故状況の把握、応急復旧対策の総括 4. 放射線被害状況の把握、放射線管理の総括 5. 原子力事業所災害対策支援拠点の運営 6. オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センターへの要員派遣 7. 他の原子力事業者への協力要請 8. 原子力緊急事態支援組織への支援要請 1. 広報班の支援 2. 地域住民対応 3. 被災者相談窓口の設置 1. 原子力班との情報連絡及び連携 2. 事故状況、応急復旧対策の本店総本部内周知 3. 放射線被害状況、放射線管理状況の本店総本部内周知 4. 他の原子力事業者への協力要請の支援 1. 本店総本部の設営 2. 本店社屋の警備 3. 社内機動力の確保 4. その他各班の所管に属さない事項 1. 原子力災害医療の総括 2. 食料、被服、住宅などの救護対策 1. 必要資機材の調達、輸送 2. 社外機動力の調達、確保 1. お客さまへの広報 2. 報道機関への広報 1. 電力系統の運用及び供給対策 1. 土木、建築関係設備の被害状況の把握及び応急復旧対策 1. 通信設備及び関係施設の確保	①情報通信部の名称変更

現 行	読替後	備 考
別図－5 防災体制発令後の社内体制（1／2） 1. 第1緊急体制発令時 [緊急時対策総本部] 本店総本部 原子力本部 総本部 総 本 部 長 総本部長代理 副総本部長 社内関係箇所 情報通信班 土木班 電力流通班 広報班 資材班 労務厚生班 総務班 原子力情報班 原子力班 地域社会班 ※ 原子力事業所災害対策支援拠点 [発電所緊急時対策本部] 発電所本部長 放射線管理班 技術班 復旧班 広報班 救護警備班 総務班 情報班 オフサイトセンター 設置準備 原子力規制庁 緊急時対応センター 原子力本部 総本部 派遣要員 原子力本部 総本部 派遣要員 ——：指令 -----：情報	別図－5 防災体制発令後の社内体制（1／2） 1. 第1緊急体制発令時 [緊急時対策総本部] 本店総本部 原子力本部 総本部 総 本 部 長 総本部長代理 副総本部長 社内関係箇所 情報システム班 土木班 電力流通班 広報班 資材班 労務厚生班 総務班 原子力情報班 原子力班 地域社会班 ※ 原子力事業所災害対策支援拠点 [発電所緊急時対策本部] 発電所本部長 ブランド班 放射線管理班 技術班 復旧班 緊急時即応班 広報班 救護警備班 総務班 情報班 オフサイトセンター 設置準備 原子力規制庁 緊急時対応センター 原子力本部 総本部 派遣要員 原子力本部 総本部 派遣要員 ——：指令 -----：情報	①情報通信部の名称変更 ②保安規定改正を受けた変更 ②班名称変更

現 行	読み替え後	備 考
別図－5 防災体制発令後の社内体制（2／2） 2. 第2緊急体制発令時 [緊急時対策総本部] 本店総本部 原子力本部 総本部 総 本 部 長 総本部長代理 副総本部長 情報通信班 土木班 電力流通班 広報班 資材班 労務厚生班 総務班 原子力情報班 原子力班 地域社会班 ※ 原子力事業所災害対策支援拠点 [発電所緊急時対策本部] 発電所本部長 発電班 放射線管理班 技術班 復旧班 広報班 救護警備班 総務班 情報班 オフサイトセンター 原子力本部 総本部 派遣要員 発電所本部 派遣要員 原子力規制庁 緊急時対応センター 原子力本部 総本部 派遣要員 ——：指令 -----：情報	別図－5 防災体制発令後の社内体制（2／2） 2. 第2緊急体制発令時 [緊急時対策総本部] 本店総本部 原子力本部 総本部 総 本 部 長 総本部長代理 副総本部長 情報システム班 土木班 電力流通班 広報班 資材班 労務厚生班 総務班 原子力情報班 原子力班 地域社会班 ※ 原子力事業所災害対策支援拠点 [発電所緊急時対策本部] 発電所本部長 フロント班 放射線管理班 技術班 復旧班 緊急時即応班 広報班 救護警備班 総務班 情報班 オフサイトセンター 原子力本部 総本部 派遣要員 発電所本部 派遣要員 原子力規制庁 緊急時対応センター 原子力本部 総本部 派遣要員 ——：指令 -----：情報	①情報通信部の名称変更 ②保安規定改正を受けた変更 ②班名称変更

現 行	読替後	備 考
別図－7 本店及び原子力本部の防災体制発令と災害対策班員の非常召集連絡経路  → : 通常勤務時間帯以外の時間帯及び 社内放送で召集できない場合に連絡する経路	別図－7 本店及び原子力本部の防災体制発令と災害対策班員の非常召集連絡経路  → : 通常勤務時間帯以外の時間帯及び 社内放送で召集できない場合に連絡する経路	③記載の適正化 (原子力本部副本部長の追加) ③記載の適正化 (班の記載順序を統一) ①情報通信部の名称変更

現 行	読替後	備 考
別図－１１ 各拠点位置図 凡例 ◎：緊急時対策所 ○：原子力本部総本部室 ●：原子力事業所災害対策支援拠点（候補）  志賀原子力発電所 周辺拡大図（A部拡大図）	別図－１１ 各拠点位置図 凡例 ◎：緊急時対策所 ○：原子力本部総本部室 ●：原子力事業所災害対策支援拠点（候補）  志賀原子力発電所 周辺拡大図（A部拡大図）	①7/1 法的分離の準備に向けた組織改正による名称変更 ①7/1 法的分離の準備に向けた組織改正による名称変更

現 行	読替後	備 考																																																																																		
別表－４ 原子力防災業務内容と要員配置 <table><tr><th>原子力防災組織の職務</th><th>配置</th><th>原子力防災組織の班名等</th></tr><tr><td>1. 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整</td><td>発電所内</td><td>情報班</td></tr><tr><td rowspan="2">2. 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力</td><td>発電所内</td><td>情報班</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>本部長代理又は副本部長 情報班 <u>発電班</u></td></tr><tr><td rowspan="2">3. 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td><td>発電所内</td><td>広報班</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>広報班</td></tr><tr><td rowspan="2">4. 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td><td>発電所内</td><td>発電用原子炉主任技術者 <u>放射線管理班</u> 技術班</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>復旧班 放射線管理班</td></tr><tr><td>5. 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施</td><td>発電所内</td><td><u>発電班</u></td></tr><tr><td>6. 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧</td><td>発電所内</td><td>復旧班</td></tr><tr><td rowspan="2">7. 放射性物質による汚染の除去</td><td>発電所内</td><td>放射線管理班</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>復旧班 放射線管理班</td></tr><tr><td>8. 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</td><td>発電所内</td><td>救護警備班</td></tr><tr><td>9. 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送</td><td>発電所内</td><td>総務班</td></tr><tr><td>10. 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導</td><td>発電所内</td><td>救護警備班</td></tr></table>	原子力防災組織の職務	配置	原子力防災組織の班名等	1. 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報班	2. 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	情報班	オフサイトセンター	本部長代理又は副本部長 情報班 <u>発電班</u>	3. 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班	オフサイトセンター	広報班	4. 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	発電用原子炉主任技術者 <u>放射線管理班</u> 技術班	オフサイトセンター	復旧班 放射線管理班	5. 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	<u>発電班</u>	6. 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	復旧班	7. 放射性物質による汚染の除去	発電所内	放射線管理班	オフサイトセンター	復旧班 放射線管理班	8. 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	救護警備班	9. 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	総務班	10. 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	救護警備班	別表－４ 原子力防災業務内容と要員配置 <table><tr><th>原子力防災組織の職務</th><th>配置</th><th>原子力防災組織の班名等</th></tr><tr><td>1. 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整</td><td>発電所内</td><td>情報班</td></tr><tr><td rowspan="2">2. 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力</td><td>発電所内</td><td>情報班</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>本部長代理又は副本部長 情報班 <u>プラント班</u></td></tr><tr><td rowspan="2">3. 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td><td>発電所内</td><td>広報班</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>広報班</td></tr><tr><td rowspan="2">4. 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td><td>発電所内</td><td>発電用原子炉主任技術者 <u>技術班</u> <u>放射線管理班</u></td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>復旧班 放射線管理班</td></tr><tr><td>5. 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施</td><td>発電所内</td><td><u>プラント班</u></td></tr><tr><td>6. 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧</td><td>発電所内</td><td><u>緊急時即応班</u> 復旧班</td></tr><tr><td rowspan="2">7. 放射性物質による汚染の除去</td><td>発電所内</td><td>放射線管理班</td></tr><tr><td>オフサイトセンター</td><td>復旧班 放射線管理班</td></tr><tr><td>8. 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</td><td>発電所内</td><td>救護警備班</td></tr><tr><td>9. 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送</td><td>発電所内</td><td>総務班</td></tr><tr><td>10. 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導</td><td>発電所内</td><td>救護警備班</td></tr></table>	原子力防災組織の職務	配置	原子力防災組織の班名等	1. 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報班	2. 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	情報班	オフサイトセンター	本部長代理又は副本部長 情報班 <u>プラント班</u>	3. 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班	オフサイトセンター	広報班	4. 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	発電用原子炉主任技術者 <u>技術班</u> <u>放射線管理班</u>	オフサイトセンター	復旧班 放射線管理班	5. 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	<u>プラント班</u>	6. 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	<u>緊急時即応班</u> 復旧班	7. 放射性物質による汚染の除去	発電所内	放射線管理班	オフサイトセンター	復旧班 放射線管理班	8. 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	救護警備班	9. 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	総務班	10. 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	救護警備班	②班名称変更 ③記載の適正化 （班の記載順序を統一） ②班名称変更 ②保安規定改正を受けた変更（可搬式設備による応急復旧の対策を行う機能班を緊急時即応班に移管）
原子力防災組織の職務	配置	原子力防災組織の班名等																																																																																		
1. 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報班																																																																																		
2. 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	情報班																																																																																		
	オフサイトセンター	本部長代理又は副本部長 情報班 <u>発電班</u>																																																																																		
3. 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班																																																																																		
	オフサイトセンター	広報班																																																																																		
4. 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	発電用原子炉主任技術者 <u>放射線管理班</u> 技術班																																																																																		
	オフサイトセンター	復旧班 放射線管理班																																																																																		
5. 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	<u>発電班</u>																																																																																		
6. 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	復旧班																																																																																		
7. 放射性物質による汚染の除去	発電所内	放射線管理班																																																																																		
	オフサイトセンター	復旧班 放射線管理班																																																																																		
8. 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	救護警備班																																																																																		
9. 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	総務班																																																																																		
10. 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	救護警備班																																																																																		
原子力防災組織の職務	配置	原子力防災組織の班名等																																																																																		
1. 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報班																																																																																		
2. 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	情報班																																																																																		
	オフサイトセンター	本部長代理又は副本部長 情報班 <u>プラント班</u>																																																																																		
3. 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班																																																																																		
	オフサイトセンター	広報班																																																																																		
4. 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	発電用原子炉主任技術者 <u>技術班</u> <u>放射線管理班</u>																																																																																		
	オフサイトセンター	復旧班 放射線管理班																																																																																		
5. 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	<u>プラント班</u>																																																																																		
6. 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	<u>緊急時即応班</u> 復旧班																																																																																		
7. 放射性物質による汚染の除去	発電所内	放射線管理班																																																																																		
	オフサイトセンター	復旧班 放射線管理班																																																																																		
8. 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	救護警備班																																																																																		
9. 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	総務班																																																																																		
10. 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	救護警備班																																																																																		

現 行	読替後	備 考																																																																																
別表－１０ 原子力事業所災害対策支援拠点の候補（１／２） １．北陸電力株式会社 七尾大田火力発電所運動公園 <table><tr><td>所在地</td><td>石川県七尾市大田町１１４部２の４番地 （拠点位置を別図－１１に示す。）</td></tr><tr><td>発電所からの方位、距離</td><td>東 約 25km</td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>利用予定面積：約 29,000 ㎡</td></tr><tr><td>非常用電源</td><td>可搬型発電機（外部より調達）</td></tr><tr><td>その他</td><td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td></tr></table> ２．北陸電力株式会社 羽咋電化センター跡地 <table><tr><td>所在地</td><td>石川県羽咋市石野町ト２０番３ （拠点位置を別図－１１に示す。）</td></tr><tr><td>発電所からの方位、距離</td><td>南 約 19km</td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>利用予定面積：約 3,680 ㎡</td></tr><tr><td>非常用電源</td><td>可搬型発電機（外部より調達）</td></tr><tr><td>その他</td><td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td></tr></table> ３．北陸電力株式会社 <u>七尾支社電力部</u> <table><tr><td>所在地</td><td>石川県七尾市本府中町ル２８－１ （拠点位置を別図－１１に示す。）</td></tr><tr><td>発電所からの方位、距離</td><td>東 約 21km</td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>利用予定面積：駐車場 約 125 ㎡ 3階 約 320 ㎡</td></tr><tr><td>非常用電源</td><td>可搬型発電機（外部より調達）</td></tr><tr><td>その他</td><td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td></tr></table> ４．北陸電力株式会社 七尾<u>支社</u> <table><tr><td>所在地</td><td>石川県七尾市三島町６１－７ （拠点位置を別図－１１に示す。）</td></tr><tr><td>発電所からの方位、距離</td><td>東 約 21km</td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>利用予定面積：駐車場 約 800 ㎡</td></tr><tr><td>非常用電源</td><td>可搬型発電機（外部より調達）</td></tr><tr><td>その他</td><td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td></tr></table>	所在地	石川県七尾市大田町１１４部２の４番地 （拠点位置を別図－１１に示す。）	発電所からの方位、距離	東 約 25km	敷地面積	利用予定面積：約 29,000 ㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	所在地	石川県羽咋市石野町ト２０番３ （拠点位置を別図－１１に示す。）	発電所からの方位、距離	南 約 19km	敷地面積	利用予定面積：約 3,680 ㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	所在地	石川県七尾市本府中町ル２８－１ （拠点位置を別図－１１に示す。）	発電所からの方位、距離	東 約 21km	敷地面積	利用予定面積：駐車場 約 125 ㎡ 3階 約 320 ㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	所在地	石川県七尾市三島町６１－７ （拠点位置を別図－１１に示す。）	発電所からの方位、距離	東 約 21km	敷地面積	利用予定面積：駐車場 約 800 ㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	別表－１０ 原子力事業所災害対策支援拠点の候補（１／２） １．北陸電力株式会社 七尾大田火力発電所運動公園 <table><tr><td>所在地</td><td>石川県七尾市大田町１１４部２の４番地 （拠点位置を別図－１１に示す。）</td></tr><tr><td>発電所からの方位、距離</td><td>東 約 25km</td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>利用予定面積：約 29,000 ㎡</td></tr><tr><td>非常用電源</td><td>可搬型発電機（外部より調達）</td></tr><tr><td>その他</td><td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td></tr></table> ２．北陸電力株式会社 羽咋電化センター跡地 <table><tr><td>所在地</td><td>石川県羽咋市石野町ト２０番３ （拠点位置を別図－１１に示す。）</td></tr><tr><td>発電所からの方位、距離</td><td>南 約 19km</td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>利用予定面積：約 3,680 ㎡</td></tr><tr><td>非常用電源</td><td>可搬型発電機（外部より調達）</td></tr><tr><td>その他</td><td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td></tr></table> ３．北陸電力株式会社 <u>石川送配電支社七尾電力部</u> <table><tr><td>所在地</td><td>石川県七尾市本府中町ル２８－１ （拠点位置を別図－１１に示す。）</td></tr><tr><td>発電所からの方位、距離</td><td>東 約 21km</td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>利用予定面積：駐車場 約 125 ㎡ 3階 約 320 ㎡</td></tr><tr><td>非常用電源</td><td>可搬型発電機（外部より調達）</td></tr><tr><td>その他</td><td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td></tr></table> ４．北陸電力株式会社 七尾<u>支店</u> <table><tr><td>所在地</td><td>石川県七尾市三島町６１－７ （拠点位置を別図－１１に示す。）</td></tr><tr><td>発電所からの方位、距離</td><td>東 約 21km</td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>利用予定面積：駐車場 約 800 ㎡</td></tr><tr><td>非常用電源</td><td>可搬型発電機（外部より調達）</td></tr><tr><td>その他</td><td>非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達</td></tr></table>	所在地	石川県七尾市大田町１１４部２の４番地 （拠点位置を別図－１１に示す。）	発電所からの方位、距離	東 約 25km	敷地面積	利用予定面積：約 29,000 ㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	所在地	石川県羽咋市石野町ト２０番３ （拠点位置を別図－１１に示す。）	発電所からの方位、距離	南 約 19km	敷地面積	利用予定面積：約 3,680 ㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	所在地	石川県七尾市本府中町ル２８－１ （拠点位置を別図－１１に示す。）	発電所からの方位、距離	東 約 21km	敷地面積	利用予定面積：駐車場 約 125 ㎡ 3階 約 320 ㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	所在地	石川県七尾市三島町６１－７ （拠点位置を別図－１１に示す。）	発電所からの方位、距離	東 約 21km	敷地面積	利用予定面積：駐車場 約 800 ㎡	非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）	その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達	①7/1 法的分離の準備に向けた組織改正による名称変更 ①7/1 法的分離の準備に向けた組織改正による名称変更
所在地	石川県七尾市大田町１１４部２の４番地 （拠点位置を別図－１１に示す。）																																																																																	
発電所からの方位、距離	東 約 25km																																																																																	
敷地面積	利用予定面積：約 29,000 ㎡																																																																																	
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																																																	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																																																	
所在地	石川県羽咋市石野町ト２０番３ （拠点位置を別図－１１に示す。）																																																																																	
発電所からの方位、距離	南 約 19km																																																																																	
敷地面積	利用予定面積：約 3,680 ㎡																																																																																	
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																																																	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																																																	
所在地	石川県七尾市本府中町ル２８－１ （拠点位置を別図－１１に示す。）																																																																																	
発電所からの方位、距離	東 約 21km																																																																																	
敷地面積	利用予定面積：駐車場 約 125 ㎡ 3階 約 320 ㎡																																																																																	
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																																																	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																																																	
所在地	石川県七尾市三島町６１－７ （拠点位置を別図－１１に示す。）																																																																																	
発電所からの方位、距離	東 約 21km																																																																																	
敷地面積	利用予定面積：駐車場 約 800 ㎡																																																																																	
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																																																	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																																																	
所在地	石川県七尾市大田町１１４部２の４番地 （拠点位置を別図－１１に示す。）																																																																																	
発電所からの方位、距離	東 約 25km																																																																																	
敷地面積	利用予定面積：約 29,000 ㎡																																																																																	
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																																																	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																																																	
所在地	石川県羽咋市石野町ト２０番３ （拠点位置を別図－１１に示す。）																																																																																	
発電所からの方位、距離	南 約 19km																																																																																	
敷地面積	利用予定面積：約 3,680 ㎡																																																																																	
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																																																	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																																																	
所在地	石川県七尾市本府中町ル２８－１ （拠点位置を別図－１１に示す。）																																																																																	
発電所からの方位、距離	東 約 21km																																																																																	
敷地面積	利用予定面積：駐車場 約 125 ㎡ 3階 約 320 ㎡																																																																																	
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																																																	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																																																	
所在地	石川県七尾市三島町６１－７ （拠点位置を別図－１１に示す。）																																																																																	
発電所からの方位、距離	東 約 21km																																																																																	
敷地面積	利用予定面積：駐車場 約 800 ㎡																																																																																	
非常用電源	可搬型発電機（外部より調達）																																																																																	
その他	非常用電源用燃料、食料及び飲料水は外部より調達																																																																																	

現 行	読替後	備 考																														
別表－１４ 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣 ＜オフサイトセンターにおける業務に関する事項＞ <table><tr><td>原子力防災組織</td><td>派遣人数</td></tr><tr><td>本部長代理又は副本部長</td><td>１人</td></tr><tr><td>情報班</td><td>５人</td></tr><tr><td>広報班</td><td>２人</td></tr><tr><td>発電班</td><td>１人</td></tr></table> ＜緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項＞〔石川県派遣〕 <table><tr><td>原子力防災組織</td><td>派遣人数</td></tr><tr><td>復旧班</td><td rowspan="2">１２人</td></tr><tr><td>放射線管理班</td></tr></table>	原子力防災組織	派遣人数	本部長代理又は副本部長	１人	情報班	５人	広報班	２人	発電班	１人	原子力防災組織	派遣人数	復旧班	１２人	放射線管理班	別表－１４ 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣 ＜オフサイトセンターにおける業務に関する事項＞ <table><tr><td>原子力防災組織</td><td>派遣人数</td></tr><tr><td>本部長代理又は副本部長</td><td>１人</td></tr><tr><td>情報班</td><td>５人</td></tr><tr><td>広報班</td><td>２人</td></tr><tr><td>プラント班</td><td>１人</td></tr></table> ＜緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項＞〔石川県派遣〕 <table><tr><td>原子力防災組織</td><td>派遣人数</td></tr><tr><td>復旧班</td><td rowspan="2">１２人</td></tr><tr><td>放射線管理班</td></tr></table>	原子力防災組織	派遣人数	本部長代理又は副本部長	１人	情報班	５人	広報班	２人	プラント班	１人	原子力防災組織	派遣人数	復旧班	１２人	放射線管理班	②班名称変更
原子力防災組織	派遣人数																															
本部長代理又は副本部長	１人																															
情報班	５人																															
広報班	２人																															
発電班	１人																															
原子力防災組織	派遣人数																															
復旧班	１２人																															
放射線管理班																																
原子力防災組織	派遣人数																															
本部長代理又は副本部長	１人																															
情報班	５人																															
広報班	２人																															
プラント班	１人																															
原子力防災組織	派遣人数																															
復旧班	１２人																															
放射線管理班																																